

国有資産及び独立行政法人が保有する資産の売却等  
に係る工程表について

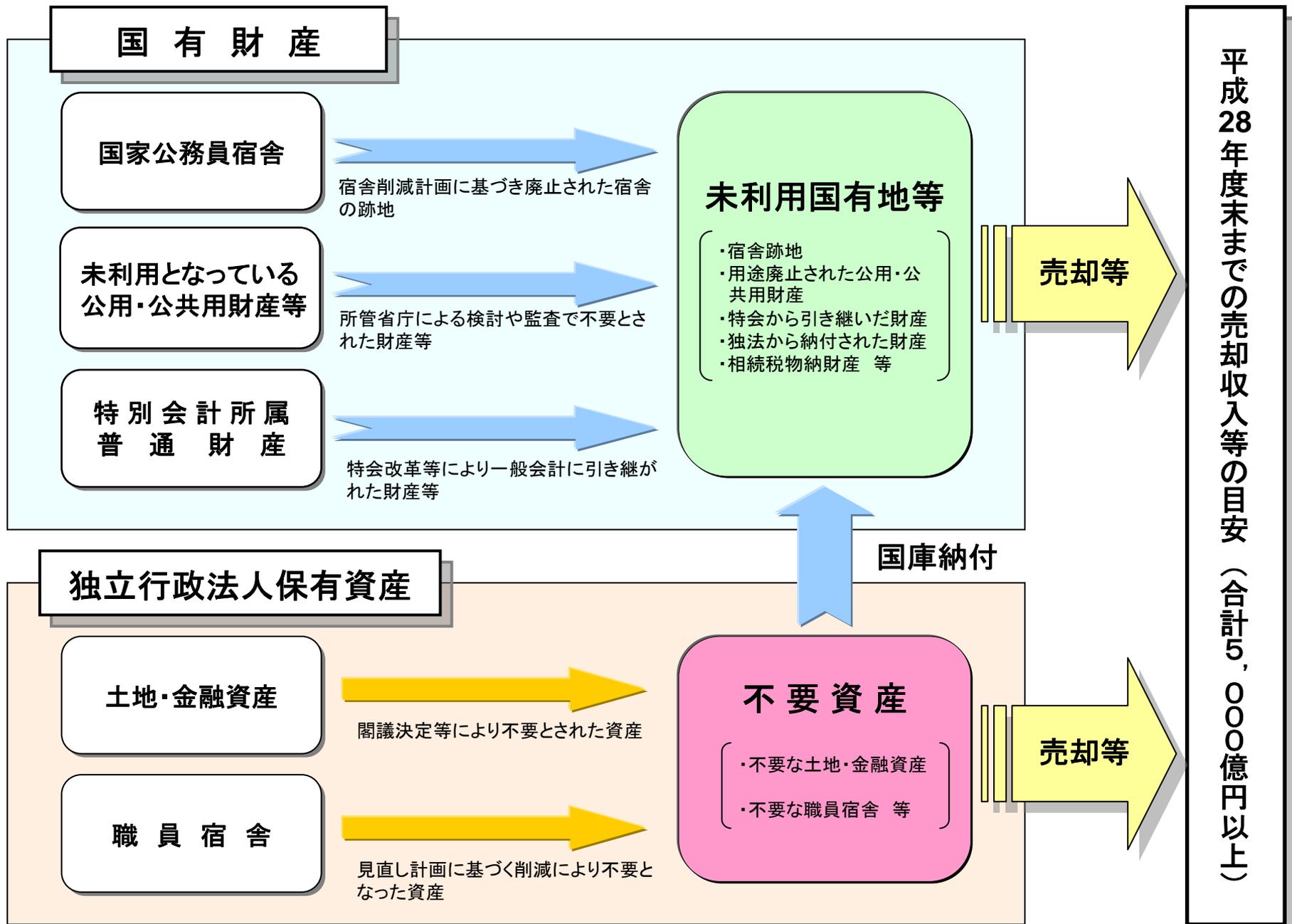
〔平成 24 年 8 月 1 日〕  
行政改革実行本部決定

国有資産及び独立行政法人が保有する資産の売却等に係る工程  
表を別紙のとおり定める。

別紙

国有資産及び独立行政法人が保有する資産の  
売却等に係る工程表

# 国有財産及び独立行政法人が保有する資産の売却等



# 国有資産及び独立行政法人が保有する資産の売却等に係る工程表

○行革実行法案第22・38条に基づく措置等

事項	所管	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	参考
国有財産							
未利用国有地の売却等	財務省 理財局	<b>【未利用国有地の売却等】</b> 売却等が可能な財産(独法から国庫納付された財産を含む)の売却等の実施					○土地売払代(財務省一般会計)が減少(15年度:3,669億円→23年度(見込み):789億円)するなか、国家公務員宿舎削減による跡地の売却収入等を含め、行革実行法案に基づき、国有資産(株式を除く)及び独立行政法人が保有する資産の売却等収入の合計額が平成28年度末までに5,000億円以上になることを目安とする。  ○未利用国有地のストック(財務省一般会計、22年度末):4,690億円 ・地方公共団体等利用:1,288億円 ・処分対象財産:929億円 ・処分困難事由のある財産:2,473億円  ○売却等促進のための改善事例 ・売却を容易にするための交換制度の導入(18年度) …不整形地等及び借地権の対象となっている土地を対象とした交換
		・入札予定件数(24年度):1,990件  <b>【売却手法の検証・改善等】</b> 売却等促進に向けた売却手法の検証・改善等	○売却に当たっては、3ヶ月間、地方公共団体等からの取得要望の受付を行い、受付期間中に要望がない場合には一般競争入札を実施。速やかな歳入の確保のため、契約締結期限を設定。 ○売却されるまでの間の一時的な貸付けや売却が困難な財産の定期借地権を活用した貸付けによる有効活用も実施。				
<b>【大口財産の例】</b>							
高輪衆議院議員宿舎跡地		東京都へ環状4号線用地として売却する方針決定	東京都の予算措置が済み次第売買契約				○台帳価格(引受時):98億円
旧印刷局久我山運動場		杉並区へ管理委託中(東京都へ公園用地として売却する前提)	東京都の予算措置が済み次第公園用地として売却予定				○引受時簿価:37億円
大手町再開発ビル(ノースタワー)のうちの国有部分<東京労働基準局跡地>		信託契約	建物竣工	貸付け(国に信託配当)			○更地評価:76億円
旧印刷局大手町敷地<再開発事業区域内>		基本設計					○引受時簿価:851億円 ○30年に建物竣工予定。信託、その他の運用又は売却を検討。
		実施設計		既存建物解体工事	再開発ビル工事着工		
		(注) 印刷局、NTT、日本郵政、NHKとの間で再開発事業基本合意(20年)印刷局より現物納付(22年)					
		信託、その他の運用又は売却を検討					

事項		所管	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	参考	
国有財産	国家公務員宿舎の削減	財務省 理財局 各省庁	【「国家公務員宿舎の削減計画」策定時に廃止を決定した宿舎（2,393住宅）】					<p>○「国家公務員宿舎の削減計画」において、今後5年を目途に、21.8万戸から、5.6万戸（25.5%）程度の削減を実施。</p> <p>○既に廃止することを決定した宿舎（2,393住宅）を売却することにより約700億円を財源として見込んでいる。</p> <p>○これ以外に上記削減幅を達成するために廃止する宿舎については、年内を目途に、老朽化し耐震性等に問題のあるものの取扱いに関し、コスト比較等による個別検討を行うことで決定する。これにより、上記700億円から、さらに財源の上積みを図ることとしている。</p> <p>※ 行政改革調査会国有資産見直しWT中間とりまとめにおいては、「約700億円捻出について上積みを図り、少なくとも倍以上を目指す」とされている。</p>	
			<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>	<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>	<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>	<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>	<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>		
			<p>【廃止宿舎の追加】</p> <p>コスト比較等による更なる廃止宿舎の追加</p>	<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>	<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>	<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>	<p>入居者の退去要請・退去・宿舎の廃止（順次）</p> <p>売却等の実施（宿舎の廃止後順次）</p>		
	未利用 国有地の 売却等	特別会計所属普通財産の売却等	財務省 理財局	【特別会計所属普通財産の売却等】					<p>特別会計所属普通財産（財投特会特財勘定所属財産を除く。22年度末）：1,430億円</p> <p>○財投特会特財勘定から一般会計に引き継がれた財産等（22年度末）：573億円</p> <p>○特別会計改革については、本年3月に「特別会計に関する法律の一部を改正する法律案」が国会に提出されている。</p>
				<p>【一般会計に引き継がれた財産の売却等】</p> <p>特別会計改革により財務省一般会計に引き継がれた財産（※）等の売却等の実施 （※）社会資本整備特会（除く空港整備勘定）、国有林野特会、食料安定供給特会農業経営基盤強化勘定所属財産</p>					
	未利用となっ ている公用・公 共用財産等の 売却等の可能 性の検討	内閣官房 行革実行本部 事務局 各省庁	財務省 理財局	【未利用となっている公用・公共用財産等の売却等の可能性の検討】					<p>○総務省においては、「職員研修施設に関する調査」の結果に基づく勧告に基づき、各省庁の研修施設の廃止、縮小等の状況について、フォローアップを実施。</p>
<p>行政構造改革会議（仮称）における、未利用となっている公共用財産等の売却等の可能性の検討</p> <p>所管する未利用となっている公用・公共用財産等の売却等の可能性の検討、不要とされた未利用となっている財産の売却等の実施</p>				<p>所管する未利用となっている公用・公共用財産等の売却等の可能性の検討、不要とされた未利用となっている財産の売却等の実施</p>	<p>所管する未利用となっている公用・公共用財産等の売却等の可能性の検討、不要とされた未利用となっている財産の売却等の実施</p>	<p>所管する未利用となっている公用・公共用財産等の売却等の可能性の検討、不要とされた未利用となっている財産の売却等の実施</p>	<p>所管する未利用となっている公用・公共用財産等の売却等の可能性の検討、不要とされた未利用となっている財産の売却等の実施</p>		
財務省 理財局		<p>市街地に所在する道路・河川等を中心とする公共用財産等の監査</p> <p>↑ 随時反映</p>							

事項	所管	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	参考
独立行政法人が保有する資産							
不要資産の国庫納付	内閣官房 行革推進室 各省庁	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月閣議決定)において国庫納付することとされた金融資産、実物資産について、各法人が随時国庫納付するとともに、各法人において、売却可能な保有株式等を処分(毎年度フォローアップ) </div>					○22・23年度に国庫納付された資産 金融資産…2兆0,243億円 実物資産…62項目(現物納付:32項目、売却益の金銭納付:119億円)  ○24年度以降に独立行政法人から国庫納付される見込みの資産(24年4月時点): 金融資産…360.5億円+α 実物資産…70項目  ○保有株式等(※)の売却についても順次実施予定。 (※)うちJICA保有株式(売却交渉済)は、簿価ベースで261億円。売却益分の相当額(62億円)について国庫に貢献予定。
独立行政法人の職員宿舎の見直し	内閣官房 行革推進室 各省庁	<p style="text-align: center;"><b>【独立行政法人の職員宿舎の売却、国庫納付】</b></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> 「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」に基づく廃止宿舎の選定等 </div>					○独立行政法人が建物等を保有する宿舎は約3万戸。 ○「独立行政法人の職員宿舎の見直し計画」に沿って、個々の宿舎の廃止・集約化等の見直しを進め、年内を目途に具体的な実施計画を取りまとめ。 ○実施計画に基づく廃止、売却、国庫納付等は、入居者の円滑な退去等に配慮しつつ今後5年を目途に順次実施。